

福岡県の主要な労働施策と課題について

[労働政策課]

○論点となるテーマ

公契約条例に関する意見について

○現状、課題

平成30年度に公契約条例制定に関する労使団体との意見交換会を開催したが、それから数年が経過しているところ、物価高騰等の社会情勢の変化を踏まえ、改めてご意見を伺う必要がある。

○議論いただきたいこと

【学識経験者】

- ・ 公契約条例の制定が、労働者、企業、県にどのような影響があると考えられるか。
- ・ 最低賃金法により地域別最低賃金が定められている中で、賃金条項付きの公契約条例を制定することについて、どのような法的課題があると考えられるか。

【労働者代表委員】

- ・ 公契約における労働条件や待遇について、どのような問題があるのか。
- ・ 公契約条例が制定されることにより、労働者の労働条件や待遇にどのような影響があると考えられるか。

【使用者代表委員】

- ・ 公契約における労働条件や待遇について、どのような問題があるのか。
- ・ 公契約条例が制定されることにより、企業の経営にどのような影響があると考えられるか。

公契約制度に係る国・地方公共団体の動向

1 国の動向

近年の国会での質疑や質問主意書によれば、国の考え方は概ね次のとおり。

- 賃金等の労働条件は、労働基準法、最低賃金法等の国内法令に反しない限りにおいて、労使間で自主的に決定することが原則。
- 公契約における賃金などの労働条件の在り方に関しては、予算の効率的な執行や契約の適正化を図ることも必要。
- このため、幅広いしっかりとした議論が必要であり、地方公共団体の動向を注視して情報収集、分析等に努める。

2 地方公共団体の動向

他の都道府県における公契約条例の制定状況は、別紙のとおり。

他の都道府県における公契約条例の制定状況

1	自治体名	山形県	長野県	奈良県	岐阜県	岩手県	愛知県	沖縄県	静岡県	滋賀県	熊本県	直方市
2	条例の名称	公共調達基本条例	契約に関する条例	公契約条例	公契約条例	県が締結する契約に関する条例	公契約条例	沖縄県の契約に関する条例	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例	滋賀県が締結する契約に関する条例	持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例	公契約条例
3	施行日	H21.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H27.4.1	H28.4.1(一部はH29.4.1施行)	H28.4.1	H30.4.1	R3.3.26	R4.4.1	R5.4.1	H26.4.1
4	施行規則の有無	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	○
5	目的	県民の福祉の向上 県民経済の健全な発展	県民の福祉の増進	地域経済の健全な発展 県民の福祉の増進	事業者等の経営の安定 適正な労働環境の整備 障がい者等の就業機会の確保 等	県民の福祉の増進 県民生活の向上	県民生活の向上	公共サービスの質の確保及び向上 地域社会の持続的な発展	県民に提供されるサービスの質向上 従事者の労働環境の整備 雇用の機会の創出 優良な事業者等を応援	基本理念と基本的事項を定める 契約制度の公正かつ適正な運用 行政目的の実現に向けた活用	基本理念と基本的事項を定める 契約制度の適正な運用 質の高い公共サービスの提供	労働者等の生活の安定 公共工事・サービスの質の向上 地域経済・地域社会の活性化
6	契約にあたっての県の責務	談合等の不正の排除 品質価格の適正化	透明性・公正性の確保 談合他不正の排除 地域雇用の確保 県産品の利用等	—	適正な価格での契約 価格以外の多様な要素を考慮 労務費その他の経費の適切な積算 計画的な発注、県内事業所を活用等	基本理念に則った総合的な施策の推進	以下のような基本方針に則った取組 透明性及び競争の公平性の確保 事業者による社会的価値の実現 労働環境の整備	以下のような基本方針に則った取組 透明性及び公平性の確保 事業者等の適正な利益の確保 労働環境の整備	適正な予定価格の設定 施工時期の平準化、適切な計画期間 適切な事業者選定方法の選択 従事者の労働環境の整備 等	以下のような基本方針に則った取組 公正性・経済性・競争性の確保 サービス等の質の確保 施策(社会的価値)の実現	基本理念にのっとり、必要な取組を推進	施策の策定・実施
7	対象となる契約	①工事請負 ②業務委託 ③指定管理	—	3億円以上 3千万円以上 3千万円以上	—	規則で別途定める	6億円以上 1千万円以上 3千万円以上	—	—	—	—	5千万円以上 1千万円以上 1千万円以上
8	資金規定	—	—	①～③最低賃金以上	—	①～③最低賃金以上	—	—	—	—	—	①公共工事設計労務単価の80%以上 ②③市臨時職員単価(950円/H)
9	実効性担保	—	—	報告、立入調査、公表等 報告の忌避等をした場合 5万円以下の過料、公表	—	報告・調査 ※料料・公表規定なし	—	—	入札参加資格登録申請時及び契約時「労働関係法令等遵守の誓約書」提出(独占禁止法や下請法も遵守の対象) 労働局等による指導監督処分を受けた場合入札参加停止検討	—	—	台帳整備、報告、立入検査等 是正命令、契約解除等
10	その他	公共調達評議委員会を設置 公共調達(建設工事等含)のみ対象	契約審議会を設置	—	必要に応じ外部意見を参考	契約審議会を設置	関係団体との協議設置	契約審議会を設置	毎年度取組内容を県議会に報告 進捗管理に指標を用いる	契約審議会を設置	適切な運用のため学識経験者及び関係団体の意見を聴取	公契約審議会を設置
11	所管	土木部	会計局	会計局	商工労働部	商工労働観光部	会計局	商工労働部	出納局	会計管理局	出納局	財政課契約係